

公益社団法人会津青年会議所定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、公益社団法人会津青年会議所（英文名 Junior Chamber International AIZU）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を会津若松市慶山一丁目 2 番 2 号に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、修練、奉仕及び友情をもって地域社会及び国際社会の健全な発展を目指し、明るい豊かな社会の実現を目的とする。

(原則)

第 4 条 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

- 2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。
- 3 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的事業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究を行い、または、地域経済の発展、地域住民生活の活性化を図り、住民が安心して生活できる地域をつくるための地域発展に寄与する事業。
- (2) 教育、スポーツ等を通じて次世代を担う子ども達の健全なる心身の発達をはかると共に、豊かな人間性を育み国や地域を牽引する人材を育成する事業。
- (3) その他、公益目的を達成するための事業。
 - 2 前項の事業については福島県において行うものとする。

(その他の事業)

第 6 条 本会は、公益事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業

- (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第 7 条 本会の事業年度は、毎年 12 月 1 日に始まり、翌年 11 月 30 日に終わる。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 8 条 本会の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 正会員は、会津若松市及びその周辺に居住又は勤務する満 20 歳から 40 歳まで（以下「制限年令」という。）の品格ある青年でなければならない。ただし、年度中に制限年令に達するとき又は超えるときは、その年度内は正会員の資格を有するものとし、また、直前理事長及び直前としての職務により出向する場合も、制限年令を超えても正会員の資格を有するものとする。
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その発展を望む法人又は団体は、理事会の決定により、賛助会員となることができる。
 - (3) 特別会員 特別会員は、制限年令に達した正会員のみが、その資格を有する。
 - (4) 名誉会員 本会に特に功労のあった者は、理事会の決定により、名誉会員に推薦されることがある。名誉会員からは、会費を徴収しない。
- 2 40 歳に達した当該年度に本会の理事であったものは、前項にかかわらず選任の事業年度に関する定時総会の終結の時まで正会員とする。

(入 会)

第 9 条 本会の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する事項は、別に定める規程による。

(会員の権利)

第 10 条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

- 2 賛助会員、特別会員、名誉会員については、別に定める規程による。

(会員の義務)

第 11 条 本会の会員は、本定款その他の規程を遵守しなければならない。

(正会員の義務)

第 12 条 本会の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会の目的達成に必要な義務を負う。

(会費納入義務)

第 13 条 正会員及び賛助会員は、本会の新事業年度開始日に所属している年度分の会費の納入義務を負うものとする。但し、理事が制限年齢に達した翌年度まで職務を担っている場合にはこの限りでない。

- 2 正会員及び特別会員並びに賛助会員は、本会会員資格規程に従い、会費及び入会金並びに会津青年会議所会館協力金を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第 14 条 本会の会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第 15 条により退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 第 16 条により除名されたとき。
- (5) 事業年度の終了する日までに会費を納入しないとき。
- (6) 総正会員全員が同意したとき。

(退 会)

第 15 条 会員が本会を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出しなければならない。

- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(除 名)

第 16 条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 賛助会員または特別会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。
- 4 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第17条 会員が第14条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会の会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金、会費、会津青年会議所会館協力金の返還その他いかなる請求をもすることができない。

(休 会)

- 第18条 正会員がやむを得ない事由により長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費は免除しない。
- 2 前項の事由により休会し、その事由の解消により復帰を希望する正会員は、理事会の承認を得て復帰することができる。

第 3 章 役 員 等

(役 員)

- 第19条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事8名以上20名以下
 - (2) 監事2名または3名
- 2 理事のうち、1名を理事長、3名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

(代表理事)

- 第20条 前条第2項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 2 前条第2項の専務理事をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。
 - 3 理事会の決議により、前項の専務理事のほかに1名の一般社団・財団法人法上の業務執行理事を置くことができる。

(選 任)

第 21 条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は本会の正会員のうちから選任しなければならない。
- 3 監事は本会の会員のうちから選任しなければならない。
- 4 理事長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定及び解職する。この場合において、総会の決議により理事長候補者及び専務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 5 監事は本会の理事もしくは、会議・特別委員会・委員会の構成員を兼任することができない。
- 6 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 7 本会の監事には、本会の理事（親族その他の特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 8 その他役員の選任に関して必要な事項は、別に定める規程による。

（理事の職務権限）

第 22 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
- 4 専務理事は、一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事として、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会の常務を処理する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、または本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事への報告義務）

第 24 条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第 25 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を寄せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第 26 条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第 27 条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の定時総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 本定款に定めた理事の員数が欠けた場合、理事を補充しなければならない。
- 3 理事の辞任により本定款に定める理事の員数が欠けた場合、当該理事は新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

第 29 条 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は選任した監事の任期が満了する時までとする。
- 3 第 28 条第 2 項及び第 3 項は、本定款に定める監事の員数が欠けた場合にこれを準用する。

(辞任及び解任)

第30条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第31条 本会に、直前理事長、3名以下の顧問（以下、「直前理事長等」という。）を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。
- 3 顧問は、会員のうちから選出し理事会の決議によって選任する。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、業務についての意見を述べることができる。
- 5 第30条第1項本文は、直前理事長等の任期、辞任及び解任にこれを準用する。
- 6 直前理事長等は無報酬とする。

(報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、監事を正会員外より選任した場合には、総会の承認を得る事で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者の間における本会とその理事との利益が相反する行為
- 2 前項の取引をした理事はその取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 3 本会と理事が、第1項第1号第2号の各号に規定する取引（以下、「特別取引」という）を行おうとする場合には、その理事は第1項の規定に該当する理事会における特別取引に関する議事には議決権を有さず、その議事審議中は議場から退席しなければならない。

(責任の免除)

第 34 条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第4章 総会

(種類)

第 35 条 本会の総会は定時総会及び臨時総会の 2 種類とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年 12 月に開催する定時総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(構成)

第 36 条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 37 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事長候補者及び専務理事候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及びその附属明細書並びに計算書類及びその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）、財産目録の承認
- (5) 会費額及び入会金等の変更
- (6) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 1. 基本財産等管理規程
 2. 会員資格規程
 3. 役員報酬規程
- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (10) 本会の解散及び残余財産の処分
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項の承認

(開催)

第 38 条 定時総会は毎年 12 月、8 月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。
- (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第 39 条 総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、遅滞なく、請求があった日から 6 週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の場合を除き、総会を招集する場合には、次の事項を理事会の決議によって決定しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

5 理事長が事故または病気等で総会を招集できない場合には、理事会の決議に基づき理事が招集する。

(議長)

第 40 条 総会の議長は総会に出席した正会員のうちから選出する。

(定足数)

第 41 条 総会は、総議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(議決)

第 42 条 総会の決議は、出席した正会員の有する議決権数の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 重要な財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、選出された各候補者ごとに、第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(議決権行使の委任)

第43条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第44条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議長が指名する正会員2名が署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第45条 本会に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第46条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長ならびに専務理事、委員長、顧問の選定及び、解職
- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 本会の事業計画及び予算の決定並びに変更
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他

本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

- 3 直前理事長は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、理事会に出席し本会の運営に関する事項について助言することができる。

(権限及び開催)

第 47 条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定例理事会は毎月開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 第 48 条第 2 項または第 3 項に定めるとき
 - (3) 第 25 条第 2 項または第 3 項に定めるとき
 - (4) 理事長が欠け、又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき

(招集)

第 48 条 理事会は本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の 4 日前までに各理事、各監事、直前理事長及び顧問に対し通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は理事、監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 49 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事会の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第 50 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(議 決)

第 51 条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は議事に加わることができない。

(議事録)

第 52 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名または記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名または記名押印する。

(運 営)

第 53 条 理事会運営については、別に定める規程による。

第 6 章 例会

(例 会)

第 54 条 本会は、毎月 1 回例会を開催する。

- 2 例会は全会員を対象とし、例会の運営については理事会の議決により定める。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 55 条 本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。必要に応じて幹事を置くことができる。
- 3 委員長は、正会員のうちから、理事会において選任する。
- 4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。
- 5 委員会の運営については、別に定める規程による。

(室、会議、特別委員会)

第 56 条 本会は、室、会議、特別委員会を置くことができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める規程による。

第 8 章 資産及び会計

(財産の構成)

第 57 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 会津青年会議所会館協力金
- (5) 寄付金品
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生じる収入
- (8) その他の収入

2 本会の経費は前項の収入をもってこれに充てる。

(基本財産等)

第 58 条 基本財産等とは本会の基本財産と特定資産をいう。

(基本財産)

第 59 条 基本財産は、第 5 条の公益目的事業を行うために保有する。

- 2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。
- 3 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、または担保に供することができる。
- 4 基本財産の運用益は、第 5 条の公益目的事業に使用しなければならない。

(特定資産)

第 60 条 特定資産は、公益目的事業の用に供する特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金取得または、事業実施の用に供する資金取得する資産とする。

(財産の管理・運用)

第 61 条 本会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、別に定める規程による。

(会計原則)

第 62 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 63 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 第 1 項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 64 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、12 月に開催される定時総会において承認を得なければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第 1 項各号の書類、役員名簿、会員名簿、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、監査報告については毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出するとともに、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 本会は、第 1 項の定時総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第 65 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第 66 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金の場合には理事会の承認を得るものとし、それ以外の場合には総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項同様の総会の議決を得なければならない。

(公 告)

第 67 条 本会の公告は電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 9 章 管 理

(管 理)

第 68 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第 69 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常備しておかなければならない。

- (1) 定款その他諸規程
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類
 - 2 第 1 項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令に定めるほか、第 71 条第 2 項に定める規程によるものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第 70 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資

料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める規程による。

(個人情報の保護)

第 71 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める規程による。

第 11 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 72 条 この定款は第 75 条及び第 76 条の規定を除き、総会において総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第 73 条 本会は、総会において総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解 散)

第 74 条 本会は一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号から第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の 4 分の 3 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 75 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 76 条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の議決を経て、国もし

くは地方公共団体または公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(清算人)

第77条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

第12章 補 則

(委 任)

第78条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により定める。

附 則

- 1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の設立の登記日現在の理事及び監事は次に挙げる者とする。
理事 長嶺 東夫 斎藤 賢一 宮森 義弘 五十嵐 弘太郎
栗城 啓友 宮森 大和 渡辺 宗太郎 二瓶 孝文 高橋 亘
大竹 幸宏 小島原 諭 阿久津 昌生 中川 健一 薄 敬治
監事 岸 敏恵 萩生田 学
- 4 本会の最初の代表理事は長嶺東夫とする。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行う為に不可欠な特定財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
建物	福島県会津若松市慶山一丁目2番2号地内 木造平屋建 169.29平米
定期預金	東邦銀行 金 11,333,300円